

第 2 期宮城県教育振興基本計画素案

● 計画の概要	1
● 計画の体系	
1 考え方	2
2 体系	2
(1) 目指す姿	
(2) 目標	
(3) 基本方向	
3 全体像	3
● 主な論点	
1 基本方向ごとの取組一覧	5
2 主な論点	7
● 中間案の構成イメージ	26

● 計画の概要

1 策定の趣旨

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、当該計画の策定から6年以上が経過し、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響等により、本県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、復興後を見据えた次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になっています。

あわせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、平成27年7月に知事が「教育等の振興に関する施策の大綱」を策定したところであり、この大綱等を踏まえ、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があります。

このようなことから、第1期計画の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、このたび、「第2期宮城県教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、平成22年3月に策定した第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明確にし、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間の計画とします。

● 計画の体系

1 考え方

- ・ 計画を効果的・効率的に推進していくため、目指す姿、目標、基本方向の3つの階層に分けて推進する第1期計画の体系を踏襲

2 体系

(1) 目指す姿

- ・ 本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で実現していることを目指す姿を記述
- ・ 本県教育の現状等を踏まえ、第1期計画において掲げた「目指す姿」は、今後10年間を見通した場合においても、引き続き目指すべき姿であると捉え、継続を想定

(2) 目標

- ・ 「目指す姿」の実現に向けて、具体的に取り組むべきテーマを「目標」として記述
- ・ これまでの議論等を踏まえ、第1期計画の4つから、5つに増やして設定

(3) 基本方向

- ・ 5つの「目標」を達成するために、具体的に講じていく取組を「基本方向」とし、「目標」ごとに設定
- ・ これまでの議論等を踏まえ、第1期計画の6つから、10に増やして設定

3 全体像

<目指す姿>

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

<目標 1>

自他の命を大切に、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

<目標 2>

夢の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

<目標 3>

ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

<目標 4>

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

<目標 5>

生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

<基本方向 1>

豊かな人間性と社会性の育成

<基本方向 2>

健やかな体の育成

<基本方向 3>

確かな学力の育成

<基本方向 4>

幼児教育の充実

<基本方向 5>

特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

<基本方向 6>

郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

<基本方向 7>

命を守る力と共に支え合う心の育成

<基本方向 8>

安心して学べる教育環境づくり

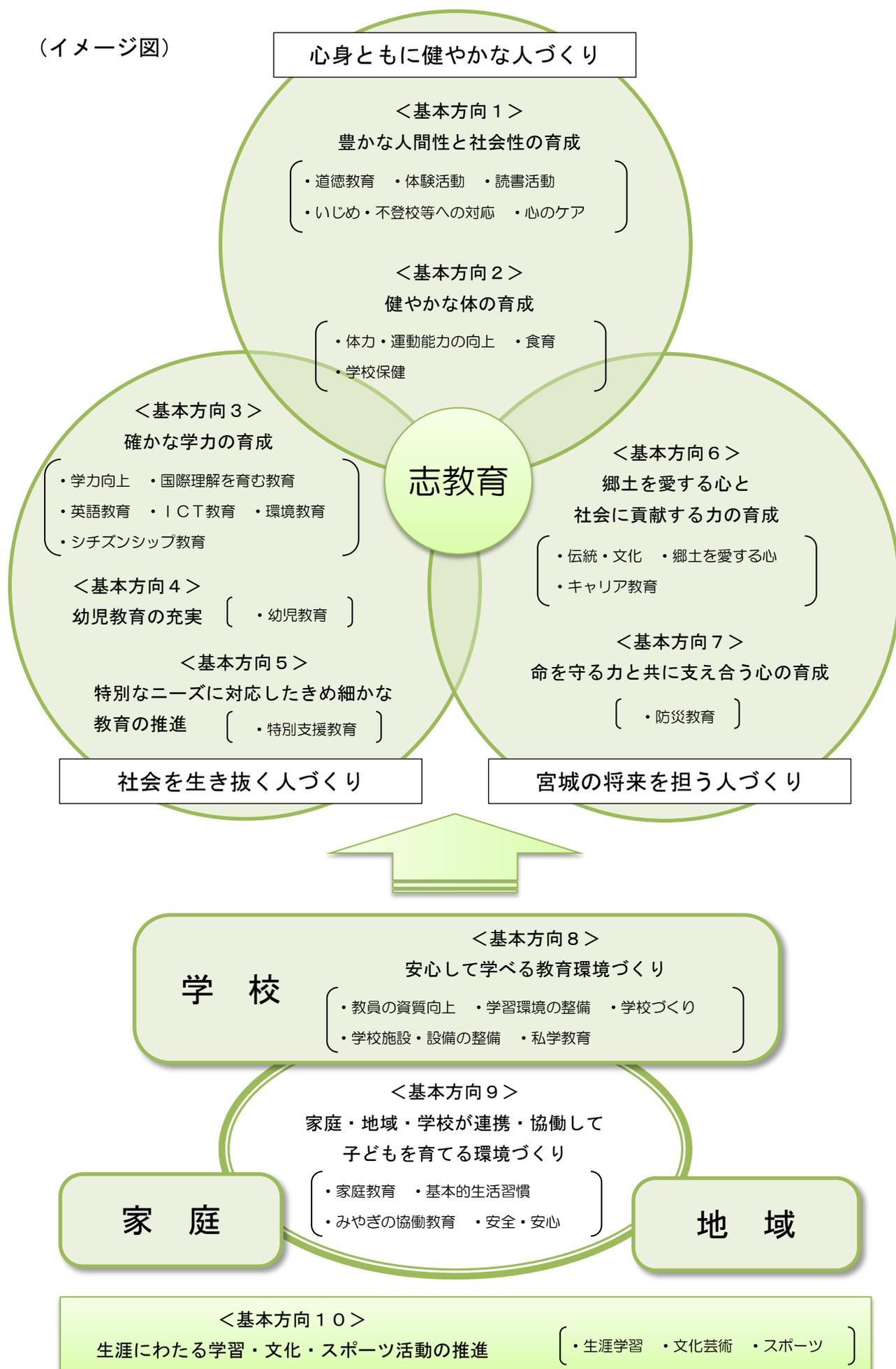
<基本方向 9>

家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり

<基本方向 10>

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(イメージ図)



● 主な論点

これまでの議論等を踏まえ、「基本方向」ごとに、主な論点を整理

1 基本方向ごとの取組一覧

<p><計画の目標></p>	
<p><基本方向名></p>	
<p><取組名></p>	
<p>目標1：自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。</p>	
<p>基本方向1：豊かな人間性と社会性の育成</p>	
<p>(1) 生きる力を育む「志教育」の推進</p>	<p>重点的取組1</p>
<p>(2) 思いやりがあり感性豊かな子どもの育成</p>	<p>重点的取組2</p>
<p>(3) いじめ・不登校等への対応，心のケアの充実</p>	<p>重点的取組3</p>
<p>基本方向2：健やかな体の育成</p>	
<p>(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上</p>	<p>重点的取組4</p>
<p>(2) 食育の推進</p>	
<p>(3) 心身の健康を保つ学校保健の充実</p>	
<p>目標2：夢の実現に向けて自ら学び，自ら考え行動し，社会を生き抜く人間を育む。</p>	
<p>基本方向3：確かな学力の育成</p>	
<p>(1) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長</p>	<p>重点的取組5</p>
<p>(2) 国際理解を育む教育の推進</p>	
<p>(3) 時代の要請に応えた教育の推進</p>	
<p>基本方向4：幼児教育の充実</p>	
<p>(1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成</p>	<p>重点的取組6</p>
<p>(2) 幼児教育の充実のための環境づくり</p>	
<p>(3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり</p>	
<p>基本方向5：特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進</p>	
<p>(1) 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり</p>	<p>重点的取組7</p>
<p>(2) 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり</p>	
<p>(3) 共生社会の実現に向けた地域づくり</p>	

<p><計画の目標></p>	
<p><基本方向名></p>	
<p><取組名></p>	
<p>目標 3：ふるさと宮城に誇りを持ち，東日本大震災からの復興，そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。</p>	
<p>基本方向 6：郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成</p>	
<p>(1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成</p>	
<p>(2) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組 8</p>	
<p>基本方向 7：命を守る力と共に支え合う心の育成</p>	
<p>(1) 系統的な防災教育の推進 重点的取組 9</p>	
<p>(2) 地域と連携した防災体制の確立</p>	
<p>目標 4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り，社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。</p>	
<p>基本方向 8：安心して学べる教育環境づくり</p>	
<p>(1) 教員の資質能力の総合的な向上 重点的取組 10</p>	
<p>(2) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実 重点的取組 11</p>	
<p>(3) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 重点的取組 12</p>	
<p>(4) 学校施設・設備の整備充実</p>	
<p>(5) 私学教育の振興</p>	
<p>基本方向 9：家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり</p>	
<p>(1) 家庭の教育力を支える環境づくり 重点的取組 13</p>	
<p>(2) 地域と学校の新たな連携・協働を推進する仕組みづくり 重点的取組 14</p>	
<p>(3) 子どもたちが安全で安心できる環境づくり</p>	
<p>目標 5：生涯にわたり学び，互いに高め合い，充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。</p>	
<p>基本方向 10：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進</p>	
<p>(1) いつでも誰でも学ぶことができる環境の充実 重点的取組 15</p>	
<p>(2) 多様な学びによる地域づくり</p>	
<p>(3) 文化芸術活動の推進</p>	
<p>(4) 文化財の保護と活用</p>	
<p>(5) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 重点的取組 16</p>	
<p>(6) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進</p>	

2 主な論点

基本方向 1 豊かな人間性と社会性の育成

<方向性>

- ・ 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲をもって取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を図り、生きる力を育みます。
- ・ 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育てることに取り組みます。
- ・ 本県の喫緊の課題である、いじめ、不登校等について、関係機関との連携を一層強化するとともに、チームとして、未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。また、震災による様々な環境の変化などに伴う子どもたちの心のケアに、きめ細かく対応します。

(1) 生きる力を育む「志教育」の推進 重点的取組 1

- ・ 「志教育」の推進による高い志と豊かな心を持った人づくり
- ・ 「志教育」を継続、発展して推進し、発達段階に応じた確かな「心」の成長を目指す（元気、やる気、夢、感動、他人や社会に貢献しようとする心）
- ・ 震災を通じて活発化したNPO等民間団体と学校との連携強化による「志教育」の推進
- ・ みやぎの先人の学びを通じた「志教育」の推進

(2) 思いやりがあり感性豊かな子どもの育成 重点的取組 2

- ・ 道徳教育の充実（命を大切にする教育等）
- ・ コミュニケーション能力の育成（あいさつ、みやぎアドベンチャープログラム^{※1}（MAP）等）
- ・ 文化芸術を鑑賞する機会や体験学習の充実
- ・ 読書活動の推進

(3) いじめ・不登校等への対応, 心のケアの充実 重点的取組3

- ・ 「行きたくなる学校」づくり（「分かる授業」の実践, より良い人間関係づくり等）
- ・ 教育相談体制の充実
- ・ チームによるいじめ・不登校等の未然防止, 早期発見・早期対応（スクールカウンセラー^{※2}やスクールソーシャルワーカー^{※3}, 関係機関, 地域, 民間施設（フリースクール^{※4}等）との連携等）
- ・ 「みやぎ子どもの心のケアハウス^{※5}」への支援（学校外のアウトリーチ^{※6}機能を持つ教育相談・登校支援の拠点づくり）
- ・ スポーツ・文化芸術の力を活用した心のケア

※1 「みやぎアドベンチャープログラム（MAP）」:

課題解決型体験学習法の一つであるプロジェクトアドベンチャーの考え方や手法を取り入れた県独自の教育方法（プロジェクトアドベンチャー：グループでの冒険活動を通じて、チームワーク, 信頼感, コミュニケーション能力, チャレンジ精神などを学び, 他者理解と自己理解を進めて, 個人の成長と人間関係の改善を目指すプログラム）。

※2 「スクールカウンセラー」:

児童生徒の生活上の問題や悩みに対する相談・カウンセリングや保護者・教職員への助言・援助を目的で学校に配置される臨床心理士などの資格を持った専門家。

※3 「スクールソーシャルワーカー」:

教育分野に関する知識に加えて, 社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて, 児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり, 関係機関などとのネットワークを活用して支援を行う専門家。

※4 「フリースクール」:

不登校の子どもたちなどが学習指導を受けたり, 体験活動をしたりする民間施設。

※5 「みやぎ子どもの心のケアハウス」:

東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により, 学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備の総称。

※6 「アウトリーチ」:

援助が必要であるにもかかわらず, 自発的に申し出をしない人々に対して, 公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

基本方向 2 健やかな体の育成

<方向性>

- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校教育活動全体を通じて心身の健康の保持増進を図ります。また、体を動かす楽しさを感じることで、運動習慣の定着につなげるとともに、学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に努めます。
- ・ 子どもの頃から望ましい食習慣を身に付け、実践するため、食育の総合的な推進を図ります。
- ・ 児童生徒の心身の健康を保持増進させるため、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 重点的取組 4

- ・ 体力・運動能力の向上に向けた学校体育の充実
- ・ 2020東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした運動を「する」「みる」「支える」態度の充実
- ・ 体を動かす楽しさを感じる取組や運動習慣の確立に向けた取組の推進
- ・ 健康の保持増進に対する意識の高揚
- ・ 運動部活動の体制整備（外部人材の活用等）

(2) 食育の推進

- ・ 宮城県の多彩で豊富な食材や伝統的な食文化の活用
- ・ 食の指導に関する全体計画及び年間指導計画の整備
- ・ 学校給食の充実（地域の郷土料理や行事食の提供等）
- ・ 地域の生産者との交流（農業体験、漁業体験、収穫した野菜を使用した調理実習等）
- ・ 栄養教諭及び学校栄養職員の配置、資質向上

(3) 心身の健康を保つ学校保健の充実

- ・ 学校保健計画の策定
- ・ 家庭，地域の関係機関と連携した学校保健の充実
- ・ 学校の教育活動全体を通じた保健教育の充実

基本方向3 確かな学力の育成

<方向性>

- ・ 子どもたちが分かる喜びや楽しさを実感し、充実した学校生活を送り、高い志を抱いて希望する進路を実現していくため、自らの可能性を最大限伸ばせるよう、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を育成します。
- ・ 国際化が進展する中で、他国の文化を理解する姿勢の育成と、世界の人々とのコミュニケーションのために必要不可欠な英語教育を実践します。
- ・ 急激な社会の変化の中、ICT教育、環境教育、シチズンシップ教育等を通して、社会への対応力、生き抜くための力を育成します。

(1) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 重点的取組5

- ・ 基本的な生活習慣及び学習習慣の定着（ルルブル運動^{※7}の推進、スマートフォン等との付き合い方等）
- ・ 習熟度別授業、ティーム・ティーチング^{※8}等の取組の推進
- ・ 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）や問題解決的な学習の充実
- ・ 小・中・高等学校の連携強化
- ・ 学力・学習状況調査の徹底した活用（PDCAサイクル^{※9}等）

(2) 国際理解を育む教育の推進

- ・ 小学校段階からの外国語活動の推進（教員研修の充実、外国語指導助手の適切な配置等）
- ・ 外国人との交流活動や海外留学など国際的視野を深める体験活動等の充実
- ・ 小・中・高等学校を通じた国際共通語である英語力の向上に向けた教育の充実
- ・ 帰国・外国籍児童生徒などに対する支援の充実（日本語指導の教員の配置、学習面及び学校生活面における支援等）

(3) 時代の要請に応えた教育の推進

- ・ ICT教育の推進（安心、快適にICTを活用できる基盤整備，教員のICT活用指導力の向上，情報活用能力の育成，情報モラル教育の推進等）
- ・ 教科指導における「MIYAGI Style（みやぎスタイル）^{※10}」の推進
- ・ 環境教育の推進（自然体験等）
- ・ シチズンシップ教育^{※11}の推進（民主主義についての理解・実践等）

※7 「ルルブル運動」：

子どもの健やかな成長に必要な「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の普及啓発を図るため，家庭のみならず，学校・地域・企業・民間団体などがお互いに協力し，社会全体で進めている取組。

※8 「ティーム・ティーチング」：

複数の教師が指導計画の作成，授業の実施，教育評価などに協力してあたること。

※9 「PDCAサイクル」：

Plan（立案・計画），Do（実施），Check（検証・評価），Action（改善）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い，さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方。

※10 「MIYAGI Style（みやぎスタイル）」：

「教科指導におけるICT活用」推進のため，指導法だけでなく，ICT機器整備，インフラ整備を含めて，段階的・発展的に行うための総合的な提案。

※11 「シチズンシップ教育」：

市民としての資質・能力を育成するための教育。他人を尊重すること，個人の権利と責任，人種・文化の多様性の価値など，社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身に付けさせる。

基本方向 4 幼児教育の充実

<方向性>

- ・ 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期としてとらえ、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子どもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。

(1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成 重点的取組 6

- ・ 幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成（親子間の愛着形成の促進、基本的な生活習慣の確立、豊かな体験活動による学びの促進）
- ・ 家庭教育支援（保護者向け研修会、ワークショップの開催等）

(2) 幼児教育の充実のための環境づくり

- ・ 幼・保・小の連携強化と小学校への円滑な接続（合同研修、相互交流、カリキュラム編成等）
- ・ 幼稚園教員や保育士等に対する研修の充実（大学や関係機関との連携、アウトリーチ^{※12}型の研修の推進等）
- ・ 各地域において幼児教育の推進を中心的に担う人材の育成

(3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり

- ・ 保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで、幼児教育から義務教育、高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づくり

※12 「アウトリーチ」:

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

基本方向5 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

<方向性>

- ・ 障害の有無によらず，全ての子どもたちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し，柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で，一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開します。

(1) 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり

重点的取組7

- ・ 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実
- ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」による一貫した指導及び支援
- ・ 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

(2) 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり

- ・ 「個別の指導計画」を活用した個に応じた指導や支援の充実
- ・ ICT等の教材を活用した障害の特性に応じた指導の工夫
- ・ 校内体制の充実・強化（相談体制の充実，ティーム・ティーチング^{※13}等）
- ・ 教員の専門性向上（教員研修の充実，外部専門家の活用等）
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の強化
- ・ 特別支援学校の狭隘化対策の推進

(3) 共生社会の実現に向けた地域づくり

- ・ 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進
- ・ インクルーシブ教育システム^{※14}の理解と啓発
- ・ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）に対する理解と啓発

- ・ 市町村教育委員会における教育相談体制の充実に向けた支援

※13 「ティーム・ティーチング」:

複数の教師が指導計画の作成，授業の実施，教育評価などに協力してあたること。

※14 「インクルーシブ教育システム」:

人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

<方向性>

- ・ 国際化が進む社会で生き抜くためには、自国の文化理解と日本人としてのアイデンティティがその基盤になることから、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進することにより、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、国際的視野を持ち世界に通用する人づくりを進めます。
- ・ 震災からの復興を実現し、持続可能な地域社会をつくとともに、地域振興・活性化を目指す地方創生、そして我が国や郷土の発展に向けて、宮城の将来を担う人づくりを進めます。

(1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成

- ・ 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した教育の推進
- ・ 地域文化を知り、主体的に地域に関わろうとする意識の高揚
- ・ 自分が暮らす地域への誇りや愛着の育成
- ・ 文化を継承する次世代の人材の育成
- ・ 日本遺産に代表される宮城の魅力あふれる様々な文化財の活用
- ・ 伝統文化を理解し、国際的コミュニケーション能力を持つグローバル人材の育成（相互理解、社会貢献意識、発信力等）

(2) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組8

- ・ ふるさと宮城の復興を担う人づくり
- ・ 自らの地域を想い、地域で活躍していく人づくり
- ・ 地域産業の発展を支える専門的職業人の育成（ものづくり産業等）
- ・ スポーツ等の価値を活用した復興を支える宮城の人材育成（オリンピック・パラリンピック教育）

- ・ 将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度の育成
- ・ 起業教育，職場見学，インターンシップ，大学訪問等の職業や進路に関する啓発的な取組の実施

基本方向 7 命を守る力と共に支え合う心の育成

<方向性>

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、今後も災害は必ず起きるという認識のもと、自然の仕組みや災害に対する正しい知識の習得と災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる力を育成するとともに、自助、共助、公助の心を育むため、防災教育の充実を図ります。
- ・ 国内外で発生する災害から多くの命と生活を守る人づくりを進めます。

(1) 系統的な防災教育の推進 重点的取組 9

- ・ 児童生徒の発達段階に応じた系統的な防災教育の推進（防災教育副読本、震災遺構などの活用、ボランティア教育等）
- ・ 地域との連携による先進的な防災教育の実施（パイロット的な役割を担う多賀城高等学校災害科学科における取組の推進等）
- ・ 震災の教訓を次世代に継承する取組の推進

(2) 地域と連携した防災体制の確立

- ・ 防災主任及び安全担当主幹教諭を中心とした地域と連携した防災体制の確立（学校防災マニュアルの見直し、地域との合同の避難（防災）訓練の実施、研修やフォーラムの充実等）
- ・ 学校施設の防災機能の整備（県立学校の避難所利用等）

基本方向8 安心して学べる教育環境づくり

<方向性>

- ・ 多様化，複雑化する教育課題に対応し，学校教育の水準向上を図るため，教員の資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 子どもの貧困問題への対応も踏まえ，多様なニーズに応じた学習機会を確保し，「学びのセーフティネット」の構築を図ります。また，被災児童生徒等の就学支援などを行います。
- ・ 家庭や地域の信頼に応え，連携を深めながら子どもたちの成長を支えていくため，地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに，社会の変化に対応し，県立高校の改革を推進します。
- ・ 児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学ぶことができ，行きたくなる学校づくりを進めるため，被災した学校施設の復旧・再建を進めるとともに，計画的に学校施設・設備の耐震化や整備等を推進します。
- ・ 私立学校の役割を踏まえ，私学への支援を行います。

(1) 教員の資質能力の総合的な向上 重点的取組10

- ・ 学び続けるための体系的な教員研修の改善と充実
- ・ OJT^{※15}の強化と校内指導体制の整備（学校内での指導力の伝承等）
- ・ 教員採用選考と人事異動の在り方の工夫・改善（教員としての適性，教育への情熱，実践力の重視等）
- ・ 新たな教職員評価制度の確立
- ・ 教職員の意欲の向上（教職員表彰等）
- ・ 教職員の健康管理対策の推進

(2) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実 重点的取組11

- ・ 総合的な子どもの貧困対策の推進（学校を窓口とした福祉関連機関等との連携等）
- ・ 多様なニーズに応じた学習機会の確保（学び支援コーディネーターの配置等）

- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対する奨学金制度等による支援
- ・ 被災した児童生徒等に対する就学支援及び通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保
- ・ NPO等民間団体との連携強化（居場所づくり，学習支援等）

（３）開かれた魅力ある学校づくりの推進 重点的取組 1 2

- ・ 地域に開かれた学校づくり（学校評価の充実，外部人材の活用の促進，コミュニティ・スクール^{※16}等）
- ・ 児童・生徒数の減少や社会状況の変化に対応した魅力ある学校づくり（学校の再編・統合，学科の改編等）
- ・ 地域のニーズを踏まえた県立高校将来構想の策定，推進
- ・ 多様な学びのニーズに応える定時制・通信制高校教育の充実
- ・ 県立高校における入学者選抜制度改革の検証，改善

（４）学校施設・設備の整備充実

- ・ 震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建
- ・ 災害時の避難所等の役割を果たす学校施設の耐震化の促進（学校施設の天井・外壁等の非構造部材の耐震化等）
- ・ 経年により老朽化した既存の校舎，屋内運動場の改築や大規模改造など計画的な整備の推進（快適な空間づくり，ユニバーサルデザイン^{※17}等）
- ・ 学校の再編・統合等を踏まえた効率的かつ効果的な施設・設備の整備の推進
- ・ 各学校の特色ある教育活動の充実に配慮した施設・設備の整備の推進

(5) 私学教育の振興

- ・ 私立学校の特色ある教育への支援（運営費をはじめとした各種助成措置，公立学校との交流の推進等）

※15「OJT」:

仕事の現場で，業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。オン・ザ・ジョブ・トレーニング (on-the-job training) の略

※16「コミュニティ・スクール」:

学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い，学校運営に意見を反映させることで，協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え，「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

※17「ユニバーサルデザイン」:

高齢であることや障害の有無などにかかわらず，全ての人が快適に利用できるように製品や建造物，生活空間などをデザインすること。

基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり

<方向性>

- ・ 家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 家庭・地域・学校の協働の取組を行政がしっかりと支える「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させるとともに、家庭・地域・学校が協働して、安全で安心して子どもを育てる環境づくりを進めます。

(1) 家庭の教育力を支える環境づくり 重点的取組13

- ・ 親としての「学び」と「育ち」の支援（保護者への親の学びの場の提供、青少年（中学生、高校生）への親になるための学習の場の提供等）
- ・ 家庭教育支援体制の充実（子育てサポーター、サポーターリーダー及び家庭教育支援員などの人材養成、家庭教育支援チームの組織化の支援等）
- ・ 社会全体で子どもの成長を支えていくための気運醸成（子育て支援を進める県民運動、ワーク・ライフ・バランス^{※18}等）
- ・ 子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進（ルルブル運動^{※19}、はやね・はやおき・あさごはん推奨運動等）

(2) 地域と学校の新たな連携・協働を推進する仕組みづくり 重点的取組14

- ・ 地域と学校が互いに支え合う新たな連携・協働を推進する仕組みづくり（「地域学校協働本部」の組織化と活動の支援）
- ・ 「地域と共にある学校」（コミュニティ・スクール^{※20}）の推進
- ・ 市町村における家庭教育支援関係者団体及び行政の関係機関の連携強化
- ・ 地域活動団体、ボランティア団体等のネットワークの構築及び交流の場（プラットフォーム）の設置

(3) 子どもたちが安全で安心できる環境づくり

- ・ 地域ぐるみの学校安全体制の整備
- ・ 安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備（民間事業者と連携した情報モラル教育，リテラシー教育^{※21}等）
- ・ 子どもたちの安全・安心な居場所の整備（放課後児童クラブ，放課後子ども教室等）
- ・ 犯罪の発生しにくいまちづくりの推進

※18 「ワーク・ライフ・バランス」：

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活などにおいても，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

※19 「ルルブル運動」：

子どもの健やかな成長に必要な「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の普及啓発を図るため，家庭のみならず，学校・地域・企業・民間団体などがお互いに協力し，社会全体で進めている取組。

※20 「コミュニティ・スクール」：

学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い，学校運営に意見を反映させることで，協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え，「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

※21 「リテラシー教育」：

情報や情報機器などを正しく使いこなすことができる能力を育成すること。

基本方向 10 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

<方向性>

- ・ 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、いつでも、どこでも学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現に努めます。
- ・ 文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育み、生涯を通じて豊かな生活が送れるような環境づくりに努めるとともに、文化財の保護と活用を図り、文化芸術による地域づくりを目指します。
- ・ 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進によって潤いと活力のある生活を実現するため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

(1) いつでも誰でも学ぶことができる環境の充実 重点的取組15

- ・ 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり（みやぎ県民大学^{※22}等）
- ・ 学習の成果を生かす機会の充実（「学びと実践の循環」の形成）

(2) 多様な学びによる地域づくり

- ・ 多様な学習の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化
- ・ 地域の教育資源である人材の発掘、生涯学習指導者や地域づくり活動のリーダーの育成
- ・ 文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくり

(3) 文化芸術活動の推進

- ・ 文化芸術に親しむ機会、体験活動の充実
- ・ 文化芸術活動を担う人材・団体の育成
- ・ 社会教育施設の充実（美術館等）

(4) 文化財の保護と活用

- ・ 文化財の保護（保存修理や土地の公有化等に対する補助，埋蔵文化財包蔵地における開発事業等の調整及び調査の実施等）
- ・ 文化財の活用（魅力を引き出し，国内外へ発信）

(5) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 重点的取組16

- ・ 総合型地域スポーツクラブの支援
- ・ スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充（学校施設の開放等）
- ・ 多様な関わり合いによるスポーツを「する」「みる」「支える」活動の推進
- ・ 県有スポーツ施設の整備，スポーツに関する情報提供等の条件整備
- ・ 障害者スポーツの普及・強化

(6) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進

- ・ プロスポーツの更なる定着促進
- ・ ジュニアアスリートの発掘・育成の充実
- ・ 競技スポーツの選手育成強化や支援体制の整備（ジュニア期からの一貫した強化体制の構築）
- ・ トップアスリート・指導者に対する評価及び支援（顕彰制度，活動費補助，キャリアを生かしたセカンドライフ支援等）

※22 「みやぎ県民大学」：

県立学校・社会教育施設・大学等の有する優れた教育機能を地域社会に開放し，様々な講座を展開するほか，地域において生涯学習を推進する人材の育成を目指し，生涯学習講座を開講するもの。

● 中間案の構成イメージ

第4回審議会において提示する中間案の構成についての現時点でのイメージは下記のとおりです。

I 計画の策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の経過

II 本県教育の現状

- 1 本県教育を取り巻く社会の状況
- 2 本県教育の課題
- 3 宮城県教育振興基本計画の検証

III 本県教育の目指す姿

- 1 目指す姿
- 2 計画の目標

IV 施策の展開

- 1 施策の全体体系
- 2 施策の基本方向
 - ・基本方向1：豊かな人間性と社会性の育成
 - ・基本方向2：健やかな体の育成
 - ・基本方向3：確かな学力の育成
 - ・基本方向4：幼児教育の充実
 - ・基本方向5：特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進
 - ・基本方向6：郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成
 - ・基本方向7：命を守る力と共に支え合う心の育成
 - ・基本方向8：安心して学べる教育環境づくり
 - ・基本方向9：家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり
 - ・基本方向10：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進
- 3 重点的取組

V 計画の推進

- 1 計画の推進に向けた施策の在り方
- 2 関係機関、関係団体等との連携
- 3 県民総がかりによる教育施策の展開